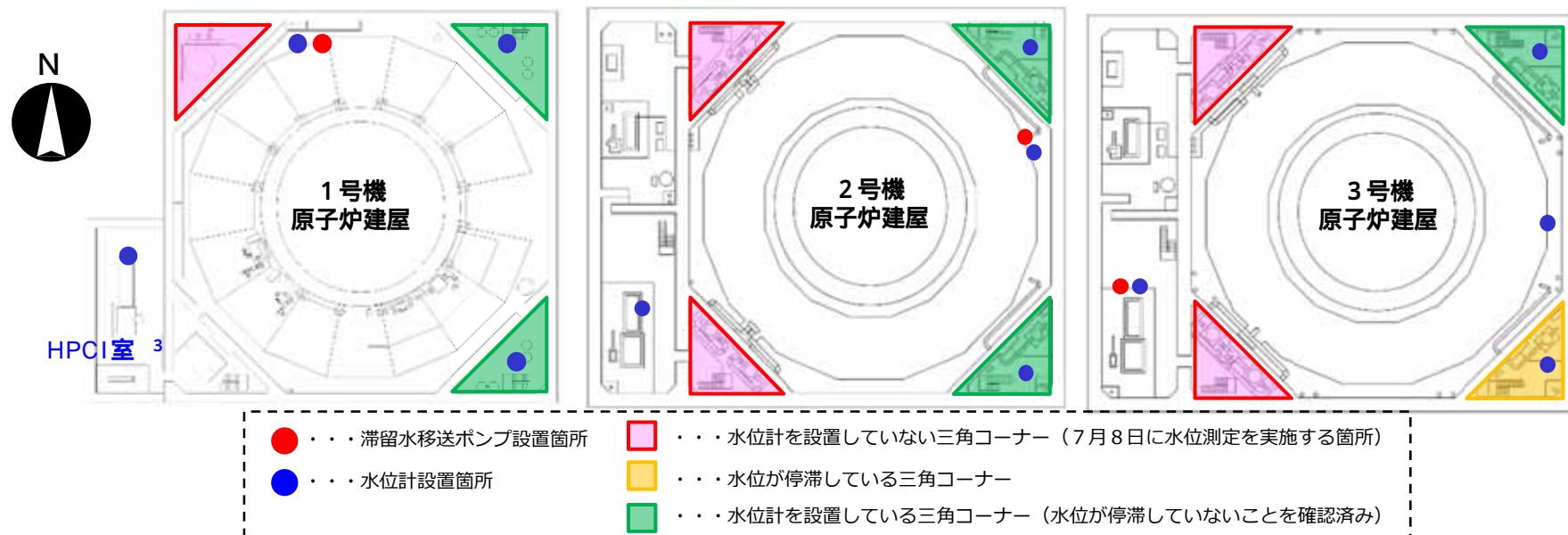


福島第一原子力発電所

1～3号機 原子炉建屋三角コーナーの水位調査について

2019年7月5日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

- 1～3号機原子炉建屋の地下階の滞留水（汚染水）処理に伴い、建屋内の水位を順次低下させている。
- 建屋内の水位を低下させていく中で、4月22日に実施した水位低下以降、3号機原子炉建屋の南東三角コーナー※¹（下図黄枠）において水位が低下しなくなり、水位の停滞状況が継続している。
- 1～3号機の三角コーナーのうち、水位計を設置している箇所※²（5箇所：下図緑枠）については、水位が停滞していないことを確認している。水位計を設置していない箇所（5箇所：下図赤枠）については、7月8日に水位測定を実施し、水位の状況を確認する。



※1 原子炉建屋の四隅にある直角三角形の形状の部屋

※2 建屋内外の水位差管理（汚染水漏えい防止）を目的に、建屋外部との貫通口がある三角コーナーには、水位計を設置している。（水位計を設置していない三角コーナーは、外部との貫通口がない。）

※3 高圧注水系（HPCI）の設備がある部屋

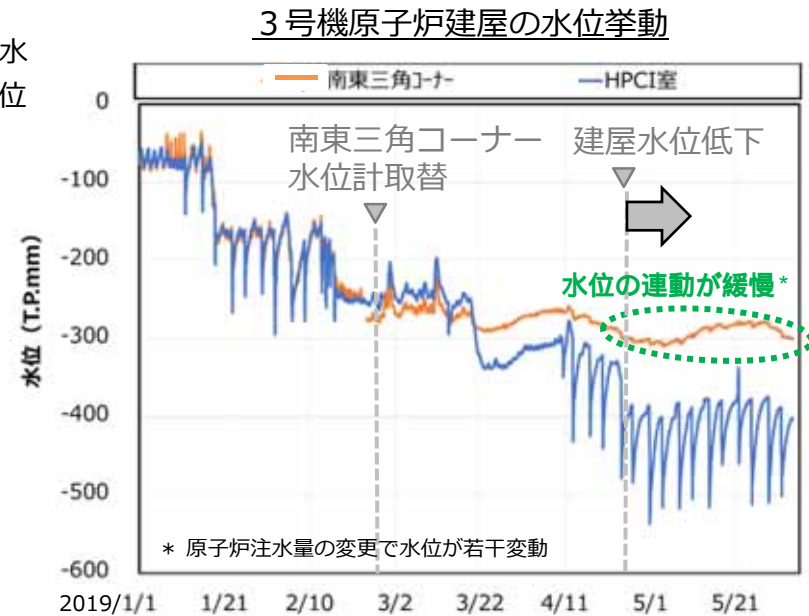
福島第一原子力発電所

1～3号機 原子炉建屋三角コーナーの水位調査について

作業に伴う留意事項（参考）

- 7月8日に実施する水位測定において、三角コーナーの水位が近傍のサブドレン水位よりも高い状態であることを確認した際は、「運転上の制限」の逸脱を宣言⁴した上で、サブドレンポンプを全台停止し、サブドレンの水位を上昇させること等により、建屋外の水位を、建屋内の水位よりも高くし、滞留水が建屋外へ漏えいする可能性を下げる対応を実施していくこととする。
- なお、水位計が設置されている箇所（3号機南東三角コーナーを含む）は、水位が近傍のサブドレン水位よりも低い水位であることを確認している。

※4 特定原子力施設の保安第1編第26条では、「建屋に貯留する滞留水において、各建屋の滞留水水位が各建屋近傍のサブドレン水の水位を超えないこと」が「運転上の制限」として定められている。



2019年6月17日特定原子力施設監視・評価検討会の資料を一部加工